

岡山県職員給与条例

昭和二十六年三月二十日

岡山県条例第十八号

地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十四条第六項の規定に基き、この条例を制定する。

(災害派遣手当)

第十九条の十 災害派遣手当は、災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第三十二条第一項(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成十六年法律第百十二号)第百五十四条の規定により準用される場合を含む。)に規定する職員が、住所又は居所を離れて県内に滞在することを要する場合に、当該職員に対して支給する。

2 災害派遣手当の日額は、六千六百二十円を超えない範囲内で、滞在日数及び利用施設の区分に応じて、人事委員会規則で定める。

3 前二項に規定するもののほか、災害派遣手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(平七条例三九・追加、平九条例四七・旧第十九条の七繰下、平一七条例三・一部改正)